

理事の職務に関する規程

第1条 会則第11条第2項の規定に基づき、理事の職務に関し必要な事項を定める。

第2条 理事の職務分担及び人数は、別表のとおりとする。

2 統括理事に事故があるときまたは欠けたときは、次に掲げる順序によりその職務を代行する。

(1) 事務局理事

(2) 事業局理事

第3条 この規程の変更は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月22日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月21日から施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月20日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月25日から施行する。
- 6 この規程は、2017年4月22日から施行する。
- 7 この規程は、2025年4月19日から施行する。
- 8 この規程は、2026年4月18日から施行する。

「理事の職務に関する規定」別表（第2条関係）

名称	人数	所管事項	所管委員会 及び担当	留意事項
事務局理事	1名	1 事務局業務に関すること 2 広報業務に関すること 3 調査協力事業に関すること	広報担当 調査協力担当	業務内容に関しては「事務局の業務に関する規程」のとおり。
会計理事	1名	1 会費の徴収に関すること 2 予算管理に関すること 3 金銭出納に関すること 4 予算書・決算書の作成に関すること		
事業局理事	1名	1 教育研究事業に関すること 2 機関誌編集事業に関すること 3 その他、各種事業に関すること	教育研修委員会 機関誌編集委員会	